

# 連携中枢都市圏の形成の動き

## 【目次】

- 1. 連携中枢都市圏の形成の動き .....P. 1
- 2. 連携中枢都市圏の形成に係る連携協約(例)
  - ①倉敷市と新見市 .....P. 2 ~ 6
  - ②福山市と三原市 .....P. 7 ~ 10
  - ③宮崎市と国富町 .....P. 11 ~ 22



# 連携中枢都市圏の形成の動き

団体名	連携中枢都市宣言	連携協約	都市圏ビジョン	関係市町村	圏域人口等
姫路市	H27年2月13日 (宣言済み)	H27年3月23日 (姫路市議決) H27年4月5日締結式	H27年4月5日公表	【兵庫県】相生市、加古川市、高砂市 加西市、宍粟市、たつの市、稲美町 播磨町、市川町、福崎町、神河町 太子町、上郡町、佐用町 (計:6市8町)	1,276,670人 (うち姫路市 536,270人)
倉敷市	H27年2月17日 (宣言済み)	H27年2月18日 (倉敷市議決) H27年3月27日締結式	H27年3月27日公表	【岡山県】笠岡市、井原市、総社市 高梁市、新見市、浅口市、早島町 里庄町、矢掛町 (計:6市3町)	783,035人 (うち倉敷市 475,513人)
福山市	H27年2月24日 (宣言済み)	H27年3月18日 (福山市議決) H27年3月25日締結式	H27年3月25日公表	【岡山県】笠岡市、井原市 【広島県】三原市、尾道市、府中市 世羅町、神石高原町 (計:5市2町)	875,682人 (うち福山市 461,357人)
宮崎市	H26年12月1日 (宣言済み)	H27年3月13日 (宮崎市議決) H27年3月25日締結式	H27年5月12日公表	【宮崎県】国富町、綾町 (計:2町) ※更に、県内の他市町村とも連携につ いて協議中	428,716人 (うち宮崎市 400,583人)

# 高梁川流域連携中枢都市圏 形成に係る連携協約書

平成27年3月27日

倉敷市 新見市

倉敷市（以下「甲」という。）及び新見市（以下「乙」という。）は、地域における事務を協力して処理するため、地方自治法第252条の2第1項の規定に基づき、次のとおり連携協約を締結する。

（目的）

第1条 この協約は、甲及び乙が、人口減少・少子高齢社会にあっても、住民が安心して快適な暮らしを営むことができる活力ある経済・生活圏の形成に協力して取り組むため、圏域全体の経済成長、高次の都市機能の集積・強化及び圏域全体の生活関連機能サービスの向上に関する事務を処理するための基本的な方針及び役割分担を定めるものである。

（定義）

第2条 この協約において「圏域」とは、新見市、高梁市、総社市、早島町、倉敷市、矢掛町、井原市、浅口市、里庄町及び笠岡市の地域をいう。

（基本方針）

第3条 甲及び乙は、第1条に規定する目的を達成するため、高梁川流域という地形的や歴史的なつながりを通じて、相互のつながりをより強固なものにするという共通の理念に基づき、連携を図るものとする。

（連携する取組及び役割分担）

第4条 甲及び乙が相互に連携して取り組む内容と役割分担は、別表に掲げるとおりとする。

（連携中枢都市圏ビジョン）

第5条 前条に規定する取組を実施するため、圏域の中長期的な将来像や成果指標、具体的取組などを示す連携中枢都市圏ビジョンとして「高梁川流域圏成長戦略ビジョン」（以下「ビジョン」という。）を、甲が、乙を含む圏域内の市町と協議して策定する。

2 前条に規定する取組を甲及び乙が処理するために要する費用及び費用分担については、甲及び乙が協議してビジョンに定める。

3 ビジョンは、毎年度所要の変更を行うものとする。

(連絡会議)

第6条 甲及び乙を含む圏域内の首長は、本協約の推進に係る連絡調整を図るため、年に1回以上、高梁川流域自治体連携推進協議会を開くものとする。

(協約の変更及び廃止)

第7条 この協約の規定を変更し、又は廃止しようとする場合は、甲及び乙の協議によるものとする。この場合において、甲及び乙は、地方自治法第252条の2第4項により、あらかじめ議会の議決を得ることとする。

この協約の締結を証するため、本協約書2通を作成し、甲及び乙が記名押印の上、それぞれ各1通を保有する。

平成27年3月27日

甲 倉敷市西中新田640番地  
倉敷市  
倉敷市長

乙 新見市新見310番地3  
新見市  
新見市長

別表（第4条関係）

（1）圏域全体の経済成長に関する取組

内容	甲の役割	乙の役割
ア 圏域の経済成長に向け、産学金官民が一体となった「高梁川流域経済成長戦略会議」を設立し、成長戦略の協議等を行う。	事務局として協議会を運営し、圏域の経済成長のため、成長戦略の検討等のとりまとめを行う。	協議会に参加し、甲と協力して成長戦略の検討等を行う。
イ 圏域の特性を活かした様々な分野での起業促進やイノベーションの実現のほか、異分野異業種交流に向けた取組を行う。	圏域の特性を活かした分野での事業をけん引役となって行うとともに、圏域のイノベーションの促進等について先行的・試行的な取組を行う。	地域の特性を活かした分野において、甲と連携して実施する事業について、甲と協力して取組を行う。
ウ 圏域内の地場製品の生産拡大につながる販路開拓や地域の原材料を活用した新商品開発への支援のほか、町家・古民家の保存・再生・活用等、圏域経済活性化に向けた取組を行う。	圏域内の地場製品の販路拡大や農作物の販売促進の取組等を、けん引役となって行うとともに、圏域の新たな魅力発信に向けた整備を行う。	圏域経済活性化に向けて、甲と連携して実施する事業について、甲と協力して取組を行う。
エ 観光資源の魅力向上や広域観光周遊ルートの形成、情報発信力の強化のほか、外国人観光客の受入体制の整備等、圏域全体への誘客拡大に向けた取組を行う。	圏域の魅力ある観光資源等を活用し、主体的に圏域全体の誘客拡大に向けた取組を行う。	情報提供等を行うほか、直接関わる観光資源等をテーマとして甲と連携して実施する事業について、甲と協力して取組を行う。
オ 圏域内での就業機会の拡大等、圏域全体の経済成長を目的とした取組を行う。	主体的に、セミナーの開催等を実施する。	甲と連携して実施する事業について、必要に応じて開催会場の提供等の支援を行う。

（2）高次の都市機能の集積・強化に関する取組

内容	甲の役割	乙の役割
ア 救急医療体制の整備等、高度な医療サービス提供に向けた取組を行う。	救急医療体制の充実に向けた取組を、主体となって行う。	救急医療体制の充実に向けた取組を、甲と連携して実施する事業について、甲と協力して行う。
イ 圏域内外から通勤・通学・通院・観光等で訪れる人々の利便性の向上のため、高度な中心拠点の整備及び公共交通網の構築に向けた取組を行う。	中心拠点の整備及び公共交通網の構築に向けた取組を行う。	必要に応じて情報提供等の協力を行う。また、甲と連携して実施する事業について、甲と協力して取組を行う。
ウ 高等教育・研究開発の環境整備等、将来を担う人材育成に向けた取組を行う。	将来を担う人材育成に向け、関係団体との連携窓口となり、取組を行う。	将来を担う人材育成に向け、甲と連携して実施する事業について、住民への周知や情報提供等の協力を行う。
エ 交流人口状況の調査・分析等、高次の都市機能の集積を目的とした取組を行う。	交流人口状況の調査・分析等、圏域全体の調査・分析を行う。	交流人口状況の調査・分析等のため、甲と連携して実施する事業について、必要に応じて情報提供等の協力を行う。

(3) 圏域全体の生活関連機能サービスの向上に関する取組

	内容	甲の役割	乙の役割
ア 生活機能の強化に係る政策分野	(ア) 健康寿命の延伸につながる地域医療の充実に向けた取組を行うとともに、医療介護の広域連携を踏まえ、高齢者等への介護サービスの充実に向けた取組を行う。	地域医療や介護サービスの充実に向けて、主体的に取組を行う。	地域医療や介護サービスの充実に向けて、甲と連携して実施する事業について、甲と協力して取組を行う。
	(イ) 障がい者への自立支援や子育て支援の充実等、福祉向上に向けた取組を行う。	福祉向上に向けた取組を、主体的に行う。先行的な事業については試行的に取組を行う。	保育サービスの向上等、甲と連携して実施する事業について、甲と協力して取組を行う。
	(ウ) 学校教育・社会教育環境の整備、スポーツ活動機会の充実、文化財保護のほか、公共施設の相互利用に向けた取組を行う。	教育・文化・スポーツの振興や、公共施設の相互利用に向けた取組等を、主体的に行う。	教育・文化・スポーツの振興や、公共施設の相互利用に関し、甲と連携して実施する事業について、甲と協力して取組を行う。
	(エ) 規模や地域特性を活かした都市空間の再形成等に向けた取組を行う。	規模や地域特性を活かした都市空間の再形成に対して、主体的に取組を行う	規模や地域特性を活かした都市空間の再形成に対して、甲と連携して実施する事業について、甲と協力して取組を行う。
	(オ) にぎわいの創出や地場産業の振興、企業誘致、観光資源の開発等、地域振興に向けた取組を行う。	にぎわいの創出や地場産業の振興、企業誘致、観光資源の開発等、地域振興に向け、市民活動団体や大学等と連携した取組を、主体的に行う。	にぎわいの創出や地場産業の振興、企業誘致、観光資源の開発等、地域振興に向け、甲と連携して実施する事業について、甲と協力して取組を行う。
	(カ) 災害対策の推進や環境保全推進への取組を行う。	災害対策推進のための連携体制構築の取組を主体的に行う。また、環境意識の啓発や生物多様性の保全に向け、情報の取りまとめ、児童・生徒の学習する場を提供する。	災害対策の推進や環境保全推進のため、甲と連携して実施する事業について、甲と協力して取組を行う。
イ 結びつきやネットワークの強化に係る政策分野	(ア) 圏域住民の移動手段確保のための取組を行うとともに、利便性向上や救急医療体制の機能向上のため、道路等の交通インフラ整備・維持に向けた取組を行う。	地域公共交通ネットワーク形成に向けた取組や、関係機関への要望等、幹線道路の整備促進のための取組を、主体的に行う。	地域公共交通ネットワーク形成や幹線道路の整備促進において、甲と連携して実施する事業について、甲と協力して取組を行う。
	(イ) ICTを活用した利便性の向上やテレワーク推進のため、ICTインフラの整備に向けた取組を行う。	ICTを活用した利便性の向上やテレワーク推進のため、ICTインフラの整備に向けた取組を、主体的に行う。	ICTを活用した利便性の向上やテレワーク推進のため、甲と連携して実施する事業について、甲と協力して取組を行う。
	(ウ) 食の安全安心の確保や地域経済循環のため、圏域の生産者や消費者等の連携による地産地消の推進に向けた取組を行う。	食の安全安心の確保や地域経済循環のため、地産地消の推進に向けた取組を、主体的に行う。	食の安全安心の確保や地域経済循環のため、甲と連携して実施する事業について、甲と協力して取組を行う。

	<p>(エ) 三大都市圏等からの人口流入を図るため、I J Uターン及び定住の促進に向けた取組を行う。</p>	<p>情報収集，共同イベント等の取りまとめや契約等の業務を主体的に行う。</p>	<p>甲と連携して実施する事業について，住民への周知や情報提供等の協力を行うほか，イベント等の参加に係る直接的な事務を行う。</p>
	<p>(オ) 広報活動の連携等，圏域の結びつきやネットワーク強化を目的とした取組を行う。</p>	<p>圏域の結びつきやネットワーク強化を目的として，各広報誌等を活用した広報活動の連携の取組を，主体的に行う。</p>	<p>圏域の結びつきやネットワーク強化を目的として，事業で扱う内容に応じて，甲と連携して実施する事業について，甲と協力して取組を行う。</p>
<p>ウ 圏域マネジメント能力強化のため，圏域市町の職員の人材育成や人事交流，ファシリティマネジメントの推進，外部からの行政及び民間人材の確保に向けた取組を行う。</p>	<p>圏域マネジメント能力強化のため，主体的に，関係市町のニーズの収集や研修を実施するとともに，人事交流について検討・実施する。</p>	<p>圏域マネジメント能力強化のため，甲と連携して実施する事業について，甲と協力して取組を行う。</p>	



## 連携中枢都市圏形成に係る連携協約

### 福山市・三原市

#### 福山市と三原市との間における連携中枢都市圏形成に係る連携協約

福山市及び三原市は、連携中枢都市圏を形成するため、地方自治法（昭和22年法律第67号）第252条の2第1項の規定に基づき、次のとおり連携協約を締結する。

（目的）

第1条 この連携協約は、福山市及び三原市が、福山市及び三原市の区域における事務を協力して処理することにより、福山市、三原市、尾道市、府中市、世羅町、神石高原町、笠岡市及び井原市の区域で構成される圏域（以下「圏域」という。）全体の経済成長をけん引するとともに、住民が安心して豊かな暮らしを営むことができる圏域の形成に資することを目的とする。

（基本方針）

第2条 福山市及び三原市は、前条に規定する目的を達成するため、別表の取組の欄に掲げる取組の区分に応じ、同表の内容の欄に定める事務を協力して実施し、相互に連携を図るものとする。

（役割分担及び費用分担）

第3条 福山市及び三原市が実施する前条に規定する事務の役割分担及び費用分担については、別表の内容の欄に掲げる事務の区分に応じ、それぞれ同表の福山市の役割分担及び費用分担の欄及び三原市の役割分担及び費用分担の欄に定めるとおりとする。

2 前項に定めるもののほか、福山市及び三原市の役割分担及び費用分担に関し特に必要があると認めるときは、福山市及び三原市が協議して定める。

（連絡会議）

第4条 福山市長及び三原市長は、この連携協約の推進に関し連絡調整を図るため、1年に1回以上、連絡会議を開くものとする。

（失効）

第5条 福山市又は三原市が、この連携協約の失効を求める場合は、あらかじめ地方自治法第96条第2項に基づく議会の議決を経てその旨を相手方に通告するものとする。

2 この連携協約は、前項の規定による通告があった日から起算して2年を経過した日にその効力を失うものとする。

この連携協約の締結を証するため、本協約書2通を作成し、福山市及び三原市が記名  
押印の上、それぞれ各1通を保有する。

2015年（平成27年）3月25日

広島県福山市東桜町3番5号

福山市

福山市長 \_\_\_\_\_

広島県三原市港町三丁目5番1号

三原市

三原市長 \_\_\_\_\_

別表（第2条、第3条関係）

取組		内容	福山市の役割分担及び費用分担	三原市の役割分担及び費用分担	
1 圏域全体の経済成長のけん引	(1) 圏域全体の産業振興の仕組みづくり	ア 成長戦略のフォローアップ 成長戦略の進行管理、「びんご圏域活性化戦略会議」の運営、事業の評価と見直し等を行う。	成長戦略の進行管理等のため、関係会議の運営、各種データの分析や資料の作成等、各事業の評価と見直し等に取り組む。 事業実施に必要な費用を負担する。	関係会議への参加や資料作成等に協力するとともに、各事業の評価と見直し等に協力して取り組む。	
		イ 備後圏域産業連関表の作成・活用 圏域全体の産業振興に資する備後圏域産業連関表を作成し、活用する。	備後圏域産業連関表の作成（基礎調査を含む。）に取り組む。また、より効果的な活用に向け、研修等を実施する。 事業実施に必要な費用を負担する。	備後圏域産業連関表の作成に係る基礎調査等に協力して取り組む。	
		ウ 産業支援拠点機能の充実 産学金官が連携し、企業の経営革新、技術革新、人材育成等、圏域における産業振興に必要な拠点機能の充実に取り組む。	基礎調査を始め、拠点機能の充実に向けた具体的な事業の企画や実施に取り組む。 事業実施に必要な費用を負担する。	基礎調査等に協力するとともに、事業の実施に向け連携して取り組む。	
	(2) 中小企業事業者等への支援	ア 中小企業事業者のイノベーション等の推進 異分野異業種の合同研修や中小企業の経営改善、大学又は様々な業種とのマッチング等を進めるびんご産業支援コーディネーターの育成や活動支援等に取り組む。	研修会やマッチングを目的としたイベント等の実施、びんご産業支援コーディネーターの育成や活動支援、全体調整等に取り組む。 事業実施に必要な費用を負担する。	研修会やイベント等に参加するとともに、びんご産業支援コーディネーターの活動支援を始め、その他の事業実施に協力して取り組む。 びんご産業支援コーディネーターの派遣に係る費用については、利用実態に応じて負担する。	
		イ 女性の創業支援 産学金官で連携することにより、女性が働きやすく、創業できる環境整備に取り組む。	福山市商業施設を利活用して、創業に向けた環境整備や各種セミナー、啓発講座等の実施に取り組む。 事業実施に必要な費用を負担する。	会議や研修会に参加するとともに、事業実施に協力して取り組む。	
		ウ 地域の産業集積による競争力向上 圏域の企業が、ものづくり技術を活用し、ご長寿産業等の新たな分野への参入や新たな製品開発に取り組むことができるよう支援する。	ものづくり企業のご長寿産業参入等に向けた可能性についての調査・研究や企業への研修等に取り組む。 事業実施に必要な費用を負担する。	調査・研究、会議や研修会に参加するとともに、事業実施に協力して取り組む。	
		エ 雇用対策 圏域の市町が連携し、若者や女性、高齢者、障がい者の就労支援等、雇用の促進に取り組む。	福山市東京事務所を活用し、Uターン、Iターン及びJターン（以下「UIJターン」という。）の推進等、圏域における就職支援に取り組む。また、産学金官で連携し、インターンシップ等効果的な就労支援策の調査・研究等を行う。 事業実施に必要な費用を負担する。	福山市東京事務所を活用し、就職情報を発信するとともに、就労支援策の調査・研究等、事業実施に協力して取り組む。	
	(3) 第1次産業の活性化	ア 6次産業化の推進 圏域内の地域資源を活用した農林水産業の新たな付加価値の創出を図る6次産業化を推進することで、雇用創出や地域経済の活性化に取り組む。	売れる地域資源を見つけて地域ブランドへと磨き上げることのできる人材を活用し、市場調査等の実施や新商品の開発支援等、6次産業化の推進体制の構築に取り組む。 事業実施に必要な費用を負担する。	調査・研究等に参加するとともに、体制整備等の事業実施に協力して取り組む。 福山市と協議し、必要に応じて、個別の商品開発の支援等に係る費用について負担する。	
		イ 第1次産業振興のための環境整備 第1次産業の担い手の確保や生産基盤の整備等に取り組むとともに、地域間連携・異業種間連携による瀬戸内の小魚の地域ブランド化等を推進する。	圏域内流通の促進や、市場調査等の実施、生産者への経営的視点の導入・支援等に取り組む。 事業実施に必要な費用を負担する。	圏域内流通の仕組みづくりや調査・研究等に参加するとともに、事業実施に協力して取り組む。	
	(4) 戦略的な観光振興	ア 戦略的な観光振興 圏域内の観光資源を見つめ直すことで、圏域全体の魅力に磨きをかけ、圏域外からも多くの観光客を引き付ける取組を推進する。	圏域内の地域資源を整理し、広域観光ルートの研究や設定、観光客の受入体制の整備、効果的なプロモーション等に取り組む。 事業実施に必要な費用を負担する。	各地域の地域資源を整理し、広域観光ルートの調査・研究やプロモーション、観光客の受入体制の整備等の事業実施に協力して取り組む。 福山市と協議し、必要に応じて、事業実施に係る費用を負担する。	
	2 高次の都市機能の集積・強化	(1) 高度医療の充実や強化	ア 高度な医療サービスの提供 圏域における安心・安全な医療提供体制の確立を目指し、医療連携の促進と圏域全体の医療の質の向上に取り組む。	福山市民病院の救命救急センターやがん医療等、高度医療の提供体制の充実に努める。また、圏域の公立病院等の医療機関との連携強化を図るとともに、医師・看護師の確保、教育・研修の充実等に取り組む。 事業実施に必要な費用を負担する。	圏域における安心・安全な医療提供体制の構築や医療連携、医師・看護師の確保、教育・研修の充実等に協力して取り組む。 医師や看護師の確保に係る取組について、福山市と協議し、必要に応じて費用を負担する。
		(2) 広域的な都市基盤の整備	ア 広域的な都市基盤の整備 備後圏域の将来の発展を見据え、公共交通網の整備等、圏域全体の住民の利便性の向上や企業の拠点強化につながる都市基盤の整備に取り組む。	都市機能等の立地に関する計画策定、広域的な公共交通網の整備や公共施設の在り方の調査・研究に取り組むとともに、広域的な調整を行う。 事業実施に必要な費用を負担する。	調査・研究に参加するとともに、事業実施に協力して取り組む。
(3) 高等教育機能の充実や強化		ア 次世代の人材育成に向けた高等教育の充実 大学や研究機関、企業等と連携し、圏域のシンクタンク機能を高めることで、幅広い分野で圏域の発展を支える人材の育成に取り組む。	大学間連携、高大連携、産学金官連携等、多様な主体との連携を通じて、調査・研究や研修会、セミナー等を開催する等、地域社会や企業のニーズに対応できる人材育成に取り組む。 事業実施や研究等に係る費用を負担する。	調査・研究に参加するとともに、事業実施に協力して取り組む。	

取組		内容	福山市の役割分担及び費用分担	三原市の役割分担及び費用分担
3 圏域全体の生活関連機能サービスの向上	(1) 医療や福祉サービスの充実	ア 地域医療の充実 地域医療の充実を図るため、各医療機関のネットワークの強化や機能に応じた役割分担、救急医療体制等の連携強化を促進する。	救急医療体制の充実や、福山市民病院の医師による公立病院への診療支援等に取り組む。また、県や関係機関と連携して医療機関相互のネットワークの強化等を促進する。事業実施に必要な費用を負担する。	救急医療体制の充実や医療機関相互のネットワークの強化等に協力して取り組む。 福山市と協議し、必要に応じて、事業実施に係る費用を負担する。
		イ 高齢者や障がい者等の福祉の充実 高齢者や障がいのある人が、いつまでも住み慣れた地域で生き生きと暮らすことができる環境整備を推進する。	医療と介護の連携強化に向けた関係者会議や研修会、情報交換会の開催、専門性の高い相談支援体制や質の高いサービスの提供の環境整備等に取り組む。事業実施に必要な費用を負担する。	関係者会議や研修会、情報交換会への参加や開催支援、認知症高齢者等への支援に協力して取り組む。 福山市と協議し、必要に応じて、事業実施に係る費用を負担する。
		ウ 子育て支援の充実 産前産後の母子を支援する取組や発達に課題のある子どもへの支援等に取り組む、圏域における子育て支援サービスの向上に向けた環境整備を進める。	こども発達支援センターの共同運営、関係者会議等の開催や各種支援制度の充実に向けた研究に取り組む。こども発達支援センターの運営に係る費用については、地方自治法第252条の14の規定に基づく規約の定めるところによるものとする。 その他、事業実施に必要な費用を負担する。	こども発達支援センターの共同運営、その他の取組の周知や利用促進等、各種事業の企画や実施に協力して取り組む。 こども発達支援センターの運営に係る費用については、地方自治法第252条の14の規定に基づく規約の定めるところによるものとする。 その他の事業については、福山市と協議し、必要に応じて費用を負担する。
		エ 健康づくりの推進 健康寿命の延伸や広域的な健康づくり等に取り組む。	健康寿命の延伸に向けた調査・研究、関係者会議や研修会等を実施するとともに、広域的な健康づくりの推進に取り組む。事業実施に必要な費用を負担する。	調査・研究、関係者会議や研修会等に参加するとともに、事業実施に協力して取り組む。 福山市と協議し、必要に応じて、事業実施や研究等に係る費用を負担する。
	(2) 広域化による住民サービスの向上	ア 災害に関する安心・安全の確保 圏域における「災害時の相互応援に関する協定書」に基づき、広域的な連携による復旧支援等、圏域住民の安心・安全の確保に取り組む。	圏域における防災体制の充実を図るため、連携強化に向けた事業実施に取り組む。事業実施に必要な費用を負担する。	連携強化に向けた事業実施に協力して取り組む。 福山市と協議し、必要に応じて、事業実施に係る費用を負担する。
		イ 環境に配慮した循環型社会の構築 環境への負荷の少ない低炭素・循環型社会を構築するための広域的な取組等、地球にやさしい環境づくりを推進する。	廃棄物の広域的処理を検討するための会議の開催や、圏域の市町、企業、団体等への「ベスト運動」を始めとした活動の周知・啓発に取り組む。事業実施に必要な費用を負担する。	会議に参加するとともに、事業実施に協力して取り組む。 福山市と協議し、必要に応じて、事業実施に係る費用を負担する。
		ウ 行政サービスの向上 共同利用可能な情報システムの整備に向けた調査・研究等を行うとともに、地域の課題解決や新たな価値の創出に資する情報を公開するための仕組みづくりに取り組む。	共同利用可能な情報システムの整備や地域の課題解決等のための仕組みづくりに向け、会議の開催や調査・研究等に取り組む。事業実施や研究等に係る費用を負担する。	会議に参加するとともに、調査・研究等に協力して取り組む。 福山市と協議し、必要に応じて、事業実施や研究等に係る費用を負担する。
	(3) 地域活性化の推進	ア 農林水産物を活用した地域活性化 圏域内の農林水産物を地域の産直市や学校給食等に活用することで、安心・安全な食の確保、地産地消・食育等の推進に取り組むとともに、道の駅等を活用した地域活性化に取り組む。	圏域内の農林水産物の供給・流通の仕組みや、特産品開発、道の駅等の活用に係る調査・研究やネットワークの構築について検討する。また、地域活性化につながる事業に取り組む。事業実施や研究等に係る費用を負担する。	調査・研究や地元産品の活用についての検討その他の地域活性化につながる事業実施に協力して取り組む。 福山市と協議し、必要に応じて、事業実施や研究等に係る費用を負担する。
		イ 公共交通体系とデマンド交通の検討 住民の移動手段を確保するため、圏域における公共交通体系と圏域の市町のデマンド交通の在り方の研究に取り組む。	圏域における公共交通体系と圏域の市町のデマンド交通の在り方の研究に必要な会議等を運営し、圏域の市町のデマンド交通との調整を行う。事業実施に必要な費用を負担する。	会議等に参加するとともに、調査・研究に協力して取り組む。 福山市と協議し、必要に応じて、事業実施や研究等に係る費用を負担する。
		ウ 大学を活用した地域活性化 圏域内の大学等と協力し、地域課題の解決やにぎわいの創出に向けた事業について研究を行う。	地域住民と大学との協働による地域課題の解決や、大学等による地域活性化につながる取組について支援する。事業実施に必要な費用を負担する。	大学等と連携した地域課題の解決や地域活性化につながる取組について協力する。 福山市と協議し、必要に応じて、事業実施に係る費用を負担する。
	(4) 定住促進	ア 備後圏域定住促進事業 圏域外からの住民の移住を促進するため、U I J ターン希望者に対するPR活動を始め、学生を対象としたインターシップの実施等に取り組む。	大都市圏での定住フェアの開催や情報発信等に取り組む。また、空き家の実態調査を始め、広域的な空き家バンク制度の検討等にも取り組む。事業実施や調査等に必要な費用を負担する。	定住フェアに参加するとともに、空き家バンク制度等の定住施策の検討に協力して取り組む。 福山市と協議し、必要に応じて、事業実施や調査等に係る費用を負担する。
	(5) 圏域マネジメント能力の強化	ア 人材の育成と人材ネットワークの構築 生涯学習等を通じて、地域の課題解決や魅力発信につながる人づくり・地域づくりを推進する。 自治体職員については、合同研修や交流により資質の向上に取り組む。	人づくり・地域づくりに関係する会議、合同研修の開催や仕組みづくりに取り組む。事業実施に必要な費用を負担する。	会議や合同研修に参加するとともに、事業実施に協力して取り組む。 福山市と協議し、必要に応じて、事業実施に係る費用を負担する。

# 連携中枢都市圏の形成に係る連携協約

宮崎市及び東諸県郡国富町における連携中枢都市圏の形成に係る連携協約

宮崎市（以下「甲」という。）及び国富町（以下「乙」という。）は、連携中枢都市圏の形成に関して、地方自治法（昭和22年法律第67号）第252条の2第1項の規定に基づき、次のとおり連携協約を締結する。

（目的）

第1条 この協約は、甲の中核拠点性を強化し、その都市機能を生かして、甲及び乙が連携中枢都市圏の形成に協力して取り組むための基本的な方針、取組内容及び役割分担を定めるものとする。

（基本的な方針）

第2条 甲及び乙は、甲を連携中枢都市とする圏域の形成に協力して取り組むため、次に掲げる事項について、相互の資源及び機能を活用し、連携を図るものとする。

- (1) 圏域全体の経済成長のけん引
- (2) 高次の都市機能の集積・強化
- (3) 圏域全体の生活関連機能サービスの向上

2 前項各号に掲げる事項の役割分担について、同項第1号及び第2号に係る事務は甲が中心となって処理し、同項第3号に係る事務は甲及び乙が連携して処理するものとする。

（取組内容等）

第3条 甲が取り組む、又は甲及び乙が連携して取り組む内容及び役割分担は、次に掲げるとおりとする。

- (1) 圏域全体の経済成長のけん引

イ 経済戦略の策定

(イ) 産学金官民一体となった経済戦略の策定及びフォローアップ

a 取組内容

圏域において、雇用の場を創出し、地域及び企業のニーズに合った人材を育成するとともに、交流人口及び販路を拡大する等、地域経済の活性化を図るため、企業、大学、研究機関、金融機関、行政等の代表者で構成する協議会を設置し、意見交換及び協議を行い、経済戦略の策定及び施策のフォローアップ等を行う。

b 役割分担

(a) 甲の役割

企業、大学、研究機関、金融機関、行政等の代表者で構成する協

平成27年3月25日

宮崎市・国富町

議会の事務を担い、資料及び情報の提供をはじめ、経済戦略及びそれを構成する施策並びにフォローアップ等に協議会の委員の意見を反映する等、協議会の委員との調整を図り、協議会の適切な運営を行う。

(b) 乙の役割

経済戦略及びそれを構成する施策並びにフォローアップ等に協議会の委員の意見を反映する等、甲と連携しながら、協議会の適切な運営を行う。

ロ 産業クラスターの形成、イノベーション実現、新規創業促進、地域の中堅企業等を核とした戦略産業の育成

(イ) 生産性の向上及び設備投資の促進

a 取組内容

相互に関連する産業の集積を図るため、農商工団体等と連携しながら、企業の生産性の向上及び設備投資を促進するとともに、大学、研究機関及び金融機関等と協力関係を構築し、新分野への進出及び既存産業の高付加価値化を図る。

b 甲の役割

企業の経営力を強化するため、金融機関の経営コンサルティング機能等を活用して、設備投資及び企業間の連携を図る等、生産性の向上及び既存産業の高付加価値化に向けた取組のほか、企業が大学及び研究機関等と共同して行う新商品及び新技術等の開発を支援する。

(ロ) 創業者への支援

a 取組内容

新たなビジネス及び雇用を創出するため、地域産業を振興する事業の創業及び第二創業の促進を図るとともに、ITを活用した取組を支援する等、創業の促進を図る。

b 役割分担

(a) 甲の役割

産業競争力強化法（平成25年法律第98号）の創業支援事業計画等に基づき、ビジネスモデルの構築及び資金調達等のニーズに応じて、関係機関の協力体制により、適切な創業支援を行う。

(b) 乙の役割

関係機関の協力体制により適切な創業支援を行うため、産業競争力強化法の創業支援事業計画等の策定について検討する。

ハ 地域資源を活用した地域経済の裾野拡大

(イ) プランナー及びコーディネーター等の人材育成

a 取組内容

異業種間のマッチング等、圏域の資源を有効に活用し、産業の裾野拡大及び地域経済の活性化を図るため、関係団体及び関係機関と連携し、販売戦略等をアドバイス及びコーディネートできる人材の育成を図る。

b 役割分担

(a) 甲の役割

関係団体及び関係機関と連携し、販売戦略等をアドバイス及びコーディネートできる人材の育成を図る。

(b) 乙の役割

住民への周知及び情報提供を行う等、甲と連携して取組を進める。

(ロ) 中心市街地のにぎわいの創出

a 取組内容

商業の振興対策と並行し、中心市街地の雇用拡大による新たなにぎわいを創出するため、企業誘致等を推進するとともに、民間投資を促進する環境の整備を図る。

b 甲の役割

甲の中心市街地における商業の振興に努めるとともに、企業誘致等によりIT産業等の知識産業の集積を推進し、異業種間の連携及び新たな事業展開が図られるよう、創業につながる環境整備を行う。

ニ 戦略的な観光施策

(イ) 宮崎らしさを生かした取組の推進

a 取組内容

食、神話、自然等圏域の有する資源及び特長を生かして、ブランディング及び広域的な観光地域づくりを推進し、観光資源の魅力を向上させるとともに、周遊性を高め、観光誘客及び関連産業の振興を図る。

b 役割分担

(a) 甲の役割

甲の観光資源の発掘及び魅力の向上を図るとともに、乙及び関係団体等と連携して、観光資源を有機的に結び付け、滞在型観光につながる広域的な観光地域づくりを推進し、情報発信を行う。

(b) 乙の役割

乙の観光資源の発掘及び魅力の向上を図るとともに、甲及び関係団体等と連携して、広域的な観光地域づくりを推進し、情報発信を行う。

(ロ) スポーツランドみやぎの推進

a 取組内容

温暖な気候等を生かしたスポーツキャンプ、ゴルフ、マリンスポーツ及びサイクリング等のスポーツランドみやぎきの取組を推進し、観光誘客及び関連産業の振興を図る。

b 役割分担

(a) 甲の役割

甲のスポーツ施設の整備及びキャンプ受入態勢の充実、マリンスポーツ等の環境整備を行い、スポーツランドみやぎきの取組を推進するとともに、乙及び関係機関等と連携して情報発信を行う。

(b) 乙の役割

乙のスポーツ施設の整備及びキャンプ受入態勢の充実を図るとともに、甲及び関係機関等と連携して情報発信を行う。

(ハ) 観光客受入環境の充実

a 取組内容

移動環境の充実及び情報環境の整備等、観光客の利便性及び満足度を高める広域的な観光地域づくりを推進し、観光地としての魅力を高める。

b 役割分担

(a) 甲の役割

甲の観光資源の魅力を向上させるとともに、二次交通の充実、観光案内サインの整備及び外国人観光客の利便性を考慮した情報環境の整備等を推進し、乙及び関係機関等と連携して情報発信を行う。

(b) 乙の役割

乙の観光資源の魅力を向上させるとともに、観光案内サインの整備及び外国人観光客の利便性を考慮した情報環境の整備等を推進し、甲及び関係機関等と連携して情報発信を行う。

ホ その他、圏域全体の経済成長のけん引に係る施策

(イ) 物流体制の整備

a 取組内容

高速道路、港湾、空港等を利用した交通及び物流の現状を分析し、課題を解決するための戦略を策定するとともに、産業振興に向けた取組を推進する。

b 役割分担

(a) 甲の役割

交通及び物流に関する戦略を策定し、物流拠点の形成等に向けて、関係団体等と具体的な取組を協議し、産業振興に向けた取組の検討を行う。

(b) 乙の役割

関係団体等との調整及び事業者への情報提供等、甲と連携して取組を進める。

(ロ) 国内外の市場開拓

a 取組内容

農林水産物及び加工品等の特産物の国内外への販路拡大を図るため、関係機関等と連携し、生産者及び加工業者等と大消費地及び海外の消費地等を結び付ける取組を推進する。

b 役割分担

(a) 甲の役割

国内外で行われる販路拡大に向けた物産展及び商談会等への事業者の参加を支援するとともに、貨物輸送の拡大に向けた取組の検討を行う。

(b) 乙の役割

国内外で行われる物産展及び商談会等への参加を促進するため、生産者及び加工業者等との連絡調整を図る。

(ハ) 地元企業への就職を促す仕組みの構築

a 取組内容

地元企業への就職を促すため、高等教育機関及び地元企業と連携し、地元企業の特長及びニーズを学生等が享受する機会を創出する等、雇用のミスマッチの抑制を図る取組を推進する。また、就職に必要な知識及び技術を求職者が習得できるよう、商工団体等の取組を支援し、地元企業への就業者の増加を図る。

b 役割分担

(a) 甲の役割

高等教育機関及び商工団体等が行う就職セミナー、就職相談会及びスキルアップ講座等の開催を支援する。

(b) 乙の役割

事業者への周知及び情報提供等を行う等、甲及び商工団体等と連携して取組を進める。

(ニ) 雇用環境の改善及び雇用形態の多様化

a 取組内容

就業者が働きやすい環境の整備を推進し、若年層の定着及び長期の就業につなげるため、関係団体等と連携して、雇用環境の改善及びライフスタイルにあった多様な雇用形態の創出等に努める。

b 役割分担

(a) 甲の役割

高等教育機関、地元企業及び商工団体等と連携し、就業者のニーズの把握に努めるとともに、「ワーク・ライフ・バランス（仕事と生活の調和）」の普及及び啓発を進め、雇用環境の改善及び雇用形態の多様化に向けて取り組む企業の支援等について検討する。

(b) 乙の役割

住民及び企業等に対し、ワーク・ライフ・バランスの普及及び啓発を図る等の情報提供を行う。

(2) 高次の都市機能の集積・強化

イ 高度な医療サービスの提供

(イ) 高度な医療サービスの提供

a 取組内容

救急医療及び周産期医療等、地域住民の医療ニーズに適切に対応するため、関係機関と連携しながら、質の高い医療サービスの提供体制の確保に努める。

b 甲の役割

将来にわたって持続可能な救急医療等の医療提供体制を確保するため、医師等の確保及び地域における医療機関の連携を図る施策の検討を行う。

(ロ) 地域災害拠点病院の整備

a 取組内容

地域災害拠点病院である宮崎市郡医師会病院が、南海トラフ地震等の大規模災害の発生時において、その機能が発揮できるように、災害の影響を受けにくい地域への移転を支援する。

b 甲の役割

宮崎市郡医師会病院が、地域の救急医療の中核を担う医療機関として、また、災害時における救急患者の受入れ及び被災地の医療機関の支援を適切に行うことができるように、高速道路網等の交通結節点とのアクセスを確保する等、宮崎西インターチェンジ周辺への移転を支援する。

ロ 高度な中心拠点の整備・広域的公共交通網の構築

(イ) 都市機能の集約化

a 取組内容

多様な都市機能について、都心部及び拠点となるべき各地域の中心部への集約を図るとともに、都心部と各地域の都市拠点を連携する都市軸の強化により、都市機能が集約された効果が発揮されるコンパクトシティを目指した取組を推進する。

b 役割分担

(a) 甲の役割

都心部の拠点性を高めるために、関係機関と連携して、高次商業・業務、居住、文化・情報、交流等の様々な機能の集積を図る。また、公共施設の総量の最適化及び再配置等に取り組むとともに、公共公益施設の相互利用に関する情報共有等、乙との連携に努める。

(b) 乙の役割

公共公益施設の相互利用に関する情報共有等、甲との連携に努める。

(ロ) 広域公共交通網の構築

a 取組内容

広域公共交通機関の利用状況等を把握し、広域公共交通網を構築するための計画の策定及び交通結節機能の向上等について、関係機関等と連携して検討を進める。

b 役割分担

(a) 甲の役割

乙及び関係機関等と連携して、広域公共交通機関の利用状況等を把握し、現状分析を行うとともに、広域公共交通網を構築するための計画の策定及び交通結節機能を向上させる取組等について検討を行う。

(b) 乙の役割

甲及び関係機関等と連携して、広域公共交通網を構築するための計画の策定に向けた検討を行う。

ハ 高等教育・研究開発の環境整備

(イ) 地域及び企業ニーズに対応した人材の育成

a 取組内容

地域に貢献する人材を育成するため、高等教育機関及び企業等が連携したキャリア教育を推進するとともに、学びなおしの場の創出を図る等、就業を促進する。

b 役割分担

(a) 甲の役割

高等教育機関及び企業等が連携して提供するキャリア教育を支援するとともに、再就職を支援する学びなおしの場の創出を図る等、就業を支援する。

(b) 乙の役割

甲及び関係機関等と連携して、就業を促進する取組を進める。

(ロ) 高等教育機関における専門性の向上等



- a 取組内容
    - 高等教育機関における専門性の向上を図るとともに、地域及び行政のニーズに合った調査研究を促進する。
  - b 甲の役割
    - 圏域の発展に寄与する専門性の向上並びに地域及び行政のニーズに合った調査研究を行う高等教育機関を支援する。
- (3) 圏域全体の生活関連機能サービスの向上
- イ 生活機能の強化に係る政策分野
- (イ) 地域医療
- a 二次救急医療の確保
    - (a) 取組内容
      - 休日及び夜間の重症救急患者の医療を確保するため、共同利用型病院として開設された宮崎市郡医師会病院の運営に対して支援を行う。
    - (b) 役割分担
      - i 甲の役割
        - 休日及び夜間における宮崎市郡医師会病院の円滑な運営のため、関係機関と連携及び調整を行うとともに、必要な経費について助成を行う。
      - ii 乙の役割
        - 乙の住民に対し、休日及び夜間における二次救急医療施設の適切な利用に関する普及啓発に努めるとともに、運営に必要な経費の一部を負担する。
  - b 宮崎市夜間急病センターの運営
    - (a) 取組内容
      - 夜間の初期救急患者の医療を確保するため、宮崎市夜間急病センターを運営する。
    - (b) 役割分担
      - i 甲の役割
        - 宮崎市郡医師会と連携及び協力し、施設の運営及び管理を行い、初期救急医療体制の充実に努める。
      - ii 乙の役割
        - 乙の住民に対し、夜間における初期救急医療施設の適切な利用に関する普及啓発を行うとともに、運営に必要な経費の一部を負担する。
  - c 在宅当番医制事業の運営

- (a) 取組内容
    - 休日等の昼間における初期救急患者の医療を確保するため、宮崎市郡医師会に委託し、在宅当番医制を運営する。
  - (b) 役割分担
    - i 甲の役割
      - 宮崎市郡医師会と連携及び協力し、在宅当番医制事業の運営に係る事務を行い、初期救急医療体制の充実に努める。
    - ii 乙の役割
      - 乙の住民に対し、休日等の昼間における初期救急医療施設の適切な利用に関する普及啓発を行うとともに、運営に必要な経費の一部を負担する。
- d 健康診査の充実
- (a) 取組内容
    - 特定健診及びがん検診等の健康診査について、健康の保持増進及び健康寿命の延伸を図るため、受診率の向上に向けた奨励及び啓発活動を行うとともに、健康診査の共同実施及び内容の充実にに向けた調査研究を行う。
  - (b) 役割分担
    - i 甲の役割
      - 甲の住民に対し、健康診査の受診率向上に向けた普及啓発活動を行うとともに、乙と連携し、健康診査の共同実施及び内容の充実にに向けた調査研究を行う。
    - ii 乙の役割
      - 乙の住民に対し、健康診査の受診率向上に向けた普及啓発活動を行うとともに、甲と連携し、健康診査の共同実施及び内容の充実にに向けた調査研究を行う。
- (ロ) 介護及び障がい福祉
- a 介護認定審査会の運営
    - (a) 取組内容
      - 住民が要介護要支援認定を受けようとする際に適正な審査を行うため、介護認定審査会を共同で設置し、審査を行う。
    - (b) 役割分担
      - i 甲の役割
        - 介護認定審査会の円滑な運営を行う。
      - ii 乙の役割
        - 甲と協議の上、運営に必要な費用について、受益に応じて負担す

- る。
- b 地域包括ケアシステムの構築
- (a) 取組内容
- 高齢者に対する医療、介護、介護予防、住まい及び生活支援のサービスを一体的に提供する仕組みを構築し、高齢者が安心して生活できる環境整備を図る。
- (b) 役割分担
- i 甲の役割
- 甲の地域包括ケアシステムの構築を図るため、各種施策を実施するとともに、甲の住民に対して制度の周知及び啓発を行う。また、市町界に係る地区については、乙と連携したシステムの構築を図る。
- ii 乙の役割
- 乙の地域包括ケアシステムの構築を図るため、各種施策を実施するとともに、乙の住民に対して制度の周知及び啓発を行う。また、市町界に係る地区については、甲と連携したシステムの構築を図る。
- c 宮崎市障がい者基幹相談支援・虐待防止センターの運営
- (a) 取組内容
- 障がい者及びその家族の地域における生活を支援し、障がい者の自立及び社会参加の支援を図るため、福祉サービスの利用援助及び情報提供を行う等の総合的な相談を行う。
- (b) 役割分担
- i 甲の役割
- 障がい者及びその家族のための総合的な相談等を受け付ける宮崎市障がい者基幹相談支援・虐待防止センターを運営し、障がい者の福祉の向上に努める。
- ii 乙の役割
- 乙の住民に対し、必要な情報提供を行うとともに、宮崎市障がい者基幹相談支援・虐待防止センターの運営に必要な費用について、受益に応じて負担する。
- d 宮崎市総合発達支援センターの運営
- (a) 取組内容
- 発達障がいのある児童に対し、専門的で多様な療育訓練、機能訓練等を行うとともに、地域における社会支援活動を行うことにより、総合的な療育システムの構築を図る。
- (b) 役割分担
- i 甲の役割

- 宮崎市総合発達支援センターを円滑に運営するため、関係機関との連携及び調整を行うとともに、その機能の充実に努める。
- ii 乙の役割
- 乙の住民に対し、必要な情報提供を行うとともに、宮崎市総合発達支援センターの運営に必要な費用について、受益に応じて負担する。
- e 障がい支援区分認定審査会の運営
- (a) 取組内容
- 障がい者が介護給付費等の支給を受ける際に必要な審査を行うため、障がい支援区分認定審査会を共同で設置し、審査を行う。
- (b) 役割分担
- i 甲の役割
- 障がい支援区分認定審査会の円滑な運営を行う。
- ii 乙の役割
- 甲と協議の上、障がい支援区分認定審査会の運営に必要な費用について、受益に応じて負担する。
- f 地域活動支援センターⅢ型事業所の活動支援
- (a) 取組内容
- 障がい者の自立及び社会参加を図るため、創作的活動及び生産活動の機会の提供を行う地域活動支援センターⅢ型事業者に対して助成し、障がい者の地域生活の向上を図る。
- (b) 役割分担
- i 甲の役割
- 地域活動支援センターⅢ型事業者に対し、運営費の一部を補助する。
- ii 乙の役割
- 甲と協議の上、地域活動支援センターⅢ型事業所の運営に必要な費用について、受益に応じて負担する。
- g 宮崎歯科福祉センターの運営
- (a) 取組内容
- 障がい児等の歯科医療体制の充実に図るため、宮崎市郡歯科医師会の設置する宮崎歯科福祉センターの運営を支援する。
- (b) 役割分担
- i 甲の役割
- 宮崎市郡歯科医師会に対し、宮崎歯科福祉センターの建設資金の利子を補助する。

- ii 乙の役割  
宮崎歯科福祉センターの建設資金の利子の一部を負担する。
- (ハ) 子育て支援
- a 多様な保育サービスの提供
    - (a) 取組内容  
保育サービスを充実させるため、認定こども園及び保育所に加え、住民のニーズに応じた多様な保育サービスの提供を促進する。
    - (b) 役割分担
      - i 甲の役割  
甲の住民に対し、保育サービスの充実を図るため、保育施設の定員の増加等、量の確保を図るとともに、多様な保育サービスを提供する事業者を支援する。
      - ii 乙の役割  
乙の住民に対し、保育サービスの充実を図るため、保育施設の定員の増加等、量の確保を図るとともに、多様な保育サービスを提供する事業者を支援する。
  - b 乳幼児医療サービスの充実
    - (a) 取組内容  
安心して子育てのできる環境を整備するため、乳幼児に対する医療サービスの充実を図る。
    - (b) 役割分担
      - i 甲の役割  
甲の住民に対し、乳幼児医療サービスの充実を図るための各種事業を実施するとともに、甲の取組について、乙に情報提供を行う。
      - ii 乙の役割  
乙の住民に対し、乳幼児医療サービスの充実を図るための各種事業を実施するとともに、乙の取組について、甲に情報提供を行う。
  - c 放課後児童対策の充実
    - (a) 取組内容  
児童の安全及び安心な放課後等の居場所を確保するとともに、多様な体験活動が行うことができるように、児童クラブ、放課後子ども教室及び児童館等の適切な運営を図る。
    - (b) 役割分担
      - i 甲の役割  
甲の児童クラブ、放課後子ども教室及び児童館等を円滑に運営するとともに、児童クラブの定員の増加、学校敷地内への設置及び施設改修等の環境整備に努める。

- ii 乙の役割  
乙の児童クラブ、放課後子ども教室及び児童館等を円滑に運営するとともに、児童クラブの定員の増加、学校敷地内への設置及び施設改修等の環境整備に努める。
- d 相談支援体制の充実
- (a) 取組内容  
子育て世帯の育児等に関する相談支援体制の充実を図るため、地域子育て支援センター及びファミリー・サポート・センター等の運営のほか、各種施策を実施し、地域で子育てを支援する環境の整備を図る。
  - (b) 役割分担
    - i 甲の役割  
甲の地域子育て支援センター及びファミリー・サポート・センター等を運営し、当該サービスを圏域の住民が利用できるように調整を図るとともに、子育て支援に係る各種施策を実施し、子育て世帯の育児支援を行う。
    - ii 乙の役割  
乙の地域子育て支援センターを運営し、当該サービスを圏域の住民が利用できるように調整を図るとともに、子育て支援に係る各種施策を実施し、子育て世帯の育児支援を行う。
- (ニ) 教育及び伝統文化
- a いじめ防止対策の推進
    - (a) 取組内容  
小中学校におけるいじめの未然防止及び早期の対応を図るため、児童生徒に対し、豊かな心を育てる指導を行うとともに、教職員に対し、いじめ問題に対応できる資質を養うための研修等を実施する。また、不登校になった児童生徒に対応するため、学習指導及び体験活動を行い、学校への復帰を図る。
    - (b) 役割分担
      - i 甲の役割  
甲の児童生徒に対し、豊かな心を育てる指導を行うとともに、教職員に対し、いじめ問題に対応できる資質を養うための研修等の内容を、乙に提供する。また、不登校になった児童生徒に対して、適応指導教室等を運営し、学習指導及び体験活動を行い、学校への早期復帰を図る。

- ii 乙の役割
 

乙の児童生徒に対し、豊かな心を育てる指導を行うとともに、甲が開催する教職員に対する研修等の情報を乙の教職員に提供する。また、甲が行う不登校になった児童生徒に対する学習指導及び体験活動について、乙の児童生徒に対し、必要な情報提供を行う。
- b 学校教育におけるタブレット端末等の導入
  - (a) 取組内容
 

小中学校における効果的なICT機器の活用を推進し、児童生徒にとって分かりやすい授業を行う等、学力の向上に努める。
  - (b) 役割分担
    - i 甲の役割
 

小中学校において配備されているICT機器を十分に活用するとともに、タブレット端末等の新たなICT機器の導入についての調査及び研究を行う。また、乙に対し、ICT機器の活用実績及びタブレット端末等の導入等に関する研究結果等の情報提供を行う。
    - ii 乙の役割
 

小中学校において配備されているICT機器を十分に活用するとともに、ICT機器の導入を促進する。また、タブレット端末等の新たなICT機器の導入等についての調査及び研究を行う。
- c 伝統文化の伝承及び文化財の保護
  - (a) 取組内容
 

伝統文化に対する住民の理解と認識を高め、保存及び伝承に努めるとともに、後継者の育成を図る。また、文化財の適切な保護及び管理に努め、住民への公開等に活用する。
  - (b) 役割分担
    - i 甲の役割
 

甲の伝統文化の保存及び伝承を行う団体等への支援を行い、後継者の育成を図るとともに、イベントを開催する等、伝統文化の交流の場を提供する。また、文化財の適切な保護及び管理に努め、住民への公開等を行う。
    - ii 乙の役割
 

乙の伝統文化の保存及び伝承を行う団体等への支援を行い、後継者の育成を図る。また、文化財の適切な保護及び管理に努め、住民への公開等を行う。
- (ホ) 土地利用
  - a 農地の有効活用

- (a) 取組内容
 

担い手農家への農地集積を推進し、優良農地の確保及び耕作放棄地の解消を図る。
- (b) 役割分担
  - i 甲の役割
 

乙と連携し、耕作放棄地、新規就農者及び農業法人等の情報を共有する。
  - ii 乙の役割
 

甲と連携し、耕作放棄地、新規就農者及び農業法人等の情報を共有する。
- (ヘ) 地域振興
  - a 企業立地の推進
    - (a) 取組内容
 

高速道路、港湾、空港等をはじめとした立地環境の充実を発信し、効果的な企業誘致活動が展開できるように、立地を求める企業が情報収集しやすい環境を整備する。
    - (b) 役割分担
      - i 甲の役割
 

地元企業のネットワークの構築及び総合的な調整を行うとともに、乙と連携して企業誘致に関する情報を共有し、情報を発信する。
      - ii 乙の役割
 

地元企業のネットワークの構築及び総合的な調整を行うとともに、甲と連携して企業誘致に関する情報を共有し、情報を発信する。
  - b 新規就農者の支援
    - (a) 取組内容
 

就農希望者に対し、技術習得のための研修費用及び初期費用に係る支援等を行うとともに、農地の活用等に関する情報を提供し、新規就農者の増加を図る。
    - (b) 役割分担
      - i 甲の役割
 

乙と連携し、就農希望者の研修及び就農時の初期費用を支援するとともに、農地の活用等に関する情報の共有を図る。
      - ii 乙の役割
 

甲と連携し、就農希望者の研修及び就農時の初期費用を支援するとともに、農地の活用等に関する情報の共有を図る。
- c 農業法人の経営支援

- (a) 取組内容  
農業法人の増加を図るため、農業法人に対する経営支援を行うとともに、農業法人及び農業法人を志向する農家に関する情報の共有を図る。
- (b) 役割分担
  - i 甲の役割  
甲の農業法人に対し、経営規模の拡大及び経営安定のために行う農業施設の整備及び機械等の設備投資に係る経費について支援を行うとともに、乙と連携して農業法人及び農業法人を志向する農家に関する情報の共有を図る。
  - ii 乙の役割  
乙の農業法人に対し、経営規模の拡大及び経営安定のために行う農業施設の整備及び機械等の設備投資に係る経費について支援を行うとともに、甲と連携して農業法人及び農業法人を志向する農家に関する情報の共有を図る。
- d 男女共同参画社会づくりの推進
  - (a) 取組内容  
男女共同参画社会の形成を推進するため、事業者等に対する啓発活動を行うとともに、住民を対象とした電話相談を行う。
  - (b) 役割分担
    - i 甲の役割  
男女共同参画社会づくりに関する講座の情報を乙に提供するとともに、啓発活動及び電話相談を行う。
    - ii 乙の役割  
甲から提供された男女共同参画社会づくりに関する講座の情報を活用して、当該講座を開催するとともに、乙の住民に対し、甲が行っている講座等の利用に関する情報提供を行う。
- e 市民活動の推進
  - (a) 取組内容  
市民活動のリーダーの育成並びに市民活動団体、事業者及び行政との協働の推進を図り、住民が積極的に活動に取り組むことができる環境を整備する。
  - (b) 役割分担
    - i 甲の役割  
甲の市民活動団体が行う人材育成の取組を支援するとともに、活動の拠点となる宮崎市民活動センターを活用し、多様な主体の交流

- を支援する。また、乙と連携して市民活動に関する情報を共有する。
- ii 乙の役割  
乙の市民活動団体の取組を支援するとともに、甲と連携して市民活動に関する情報を共有する。
- f 消費生活相談事業の推進
  - (a) 取組内容  
消費生活の安全及び安心を確保するため、消費生活相談の受付及び相談内容に応じて、専門機関の紹介及び情報提供等を行う。
  - (b) 役割分担
    - i 甲の役割  
消費者への啓発及び情報提供を行うとともに、消費生活相談事業について、相談内容に応じて乙と協力して対応する。
    - ii 乙の役割  
消費者への啓発及び情報提供に取り組むとともに、相談内容に応じて甲と協力して対応する。
- (ト) 災害対策
  - a 防災対策の推進
    - (a) 取組内容  
防災対策を推進するとともに、災害時における物資の提供及び職員の派遣等の応援を相互に行う。
    - (b) 役割分担
      - i 甲の役割  
甲の防災体制の充実のための各種施策を実施し、乙に情報提供を行うとともに、災害時には、乙の求めに応じて物資の提供及び職員の派遣等の応援を行う。
      - ii 乙の役割  
乙の防災体制の充実のための各種施策を実施し、甲に情報提供を行うとともに、災害時には、甲の求めに応じて物資の提供及び職員の派遣等の応援を行う。
- (チ) 環境
  - a エコタウンの推進
    - (a) 取組内容  
省エネルギーの推進及びクリーンエネルギー利用の促進を図るため、事業者及び市民団体等の活動を支援し、エコタウンの取組を推進する。
    - (b) 役割分担
      - i 甲の役割

- 甲の事業者及び市民団体等における省エネルギーの取組及びクリーンエネルギーの利用を促進するとともに、家庭における太陽光発電システム等の導入を支援する。
  - ii 乙の役割
    - 乙の事業者及び市民団体等における省エネルギーの取組及びクリーンエネルギーの利用を促進するとともに、家庭における太陽光発電システム等の導入を支援する。
- b 環境保全の推進
  - (a) 取組内容
    - ごみの減量及び資源化、河川浄化並びに森林管理等の環境保全に資する取組を推進するため、環境保全を推進する団体等への支援及び関係機関と連携し、住民に対する啓発活動等を行う。
  - (b) 役割分担
    - i 甲の役割
      - 甲の環境保全を推進する団体等の活動に対して支援を行うとともに、乙と連携し、住民に対する啓発活動等を行う。
    - ii 乙の役割
      - 乙の環境保全を推進する団体等の活動に対して支援を行うとともに、甲と連携し、住民に対する啓発活動等を行う。
- c 廃棄物の広域処理
  - (a) 取組内容
    - 廃棄物行政における広域処理体制の一体的整備を図り、廃棄物処理事業の効率化及び環境負荷低減を推進する。
  - (b) 役割分担
    - i 甲の役割
      - 乙及び関係機関と連携して、エコクリーンプラザみやざきをはじめ、甲及び乙の施設における安心、安全及び安定した処理体制の確保に努める。
    - ii 乙の役割
      - 甲及び関係機関と連携して、エコクリーンプラザみやざきをはじめ、甲及び乙の施設における安心、安全及び安定した処理体制の確保に努める。
- (リ) 消防
  - a 広域消防の運営
    - (a) 取組内容
      - 消防行政における警防、予防、救急、救助等の各分野の充実強化を図り、効率的かつ効果的に広域消防を運営する。

- (b) 役割分担
    - i 甲の役割
      - 消防事務を円滑に運営するため、職員の配置及び資機材の配備を適正に行い、災害発生時等において迅速かつ的確に対応する。
    - ii 乙の役割
      - 甲に委託する消防事務に要する費用を負担するとともに、甲に消防事務の実施に必要な情報提供を行う。
- ロ 結びつきやネットワークの強化に係る政策分野
  - (イ) 地域公共交通
    - a 地域公共交通の充実
      - (a) 取組内容
        - 地域公共交通のネットワークの強化を図り、住民の通勤、通学、通院、買い物等の利便性を向上させ、地域における交流の活性化及び公共交通の利用促進を図る。
      - (b) 役割分担
        - i 甲の役割
          - 住民の利便性向上及び交流の活性化を図るため、乙及び関係機関と連携して、バス路線等の運行維持対策及び生活交通の確保対策等に取り組む。
        - ii 乙の役割
          - 住民の利便性向上及び交流の活性化を図るため、甲及び関係機関と連携して、バス路線等の運行維持対策及び生活交通の確保対策等に取り組む。
  - (ロ) 道路及び河川等のインフラ
    - a 道路及び河川等のインフラの整備及び維持
      - (a) 取組内容
        - 圏域における市町界に係る道路及び河川等の整備等について、効率的かつ効果的な取組を推進する。
      - (b) 役割分担
        - i 甲の役割
          - 甲における市町界に係る道路及び河川等について、効率的かつ効果的な整備等を図るため、乙と連携して関係機関との情報交換及び協議等を行う。
        - ii 乙の役割
          - 乙における市町界に係る道路及び河川等について、効率的かつ効果的な整備等を図るため、甲と連携して関係機関との情報交換及び協議等を行う。

- (ハ) 農林水産物の地産地消及び地産外商
  - a 農林水産物のブランド化並びに地産地消及び地産外商の推進
    - (a) 取組内容
 

農林水産物の更なるブランド化を図るため、PR活動及び販売促進活動並びに地産地消及び地産外商を推進する普及啓発活動に取り組む。
    - (b) 役割分担
      - i 甲の役割
 

乙及び関係団体等と連携し、農林水産物の更なるブランド化に向けたPR活動及び販売促進活動並びに地産地消及び地産外商を推進するための普及啓発活動を行う。
      - ii 乙の役割
 

甲及び関係団体等と連携し、農林水産物の更なるブランド化に向けたPR活動及び販売促進活動並びに地産地消及び地産外商を推進するための普及啓発活動を行う。
- (ニ) 地域内外の住民との交流・移住促進
  - a 移住及び定住の促進
    - (a) 取組内容
 

人口流入を促進するため、地域の魅力及び情報を発信するとともに、受入態勢及び環境の充実にに向けた取組を検討する。
    - (b) 役割分担
      - i 甲の役割
 

地域の魅力の向上を図るとともに、乙と連携して情報を発信し、受入態勢及び環境の充実にに向けた取組を検討する。
      - ii 乙の役割
 

地域の魅力の向上を図るとともに、甲と連携して情報を発信し、受入態勢及び環境の充実にに向けた取組を検討する。
  - b 農山漁村での宿泊体験及び自然体験の推進
    - (a) 取組内容
 

農山漁村での体験活動を通じて、人と自然との豊かなふれあい及び共生の確保を図るため、受入態勢の充実及び機会の創出等の環境整備に努め、体験活動を推進する。
    - (b) 役割分担
      - i 甲の役割
 

甲の地域における受入態勢の充実及び機会の創出等の環境整備を図り、農山漁村での宿泊体験、自然体験及び農業体験等の体験活動を推進するとともに、乙への情報提供に努める。

- ii 乙の役割
 

乙の地域における受入態勢の充実及び機会の創出等の環境整備を図り、農山漁村での宿泊体験、自然体験及び農業体験等の体験活動を推進するとともに、甲への情報提供に努める。
  - ハ 圏域マネジメント能力の強化に係る政策分野
    - (イ) 人材育成
      - a 圏域内の行政職員及び教員研修の開催
        - (a) 取組内容
 

幅広い視野及び圏域をマネジメントできる能力を持った行政職員及び教員を育成する。
        - (b) 役割分担
          - i 甲の役割
 

甲が実施する研修について、乙に参加の機会を提供する。
          - ii 乙の役割
 

乙の職員及び教員に対し、甲の研修の情報を提供する。
    - (ロ) 職員の交流による連携強化
      - a 担当者会議の設置
        - (a) 取組内容
 

地域経済の活性化及び公共サービスの確保をはじめとする行政課題に適切に対応するため、行政間の担当者会議を設置し、多様な分野における連携のあり方等を協議する。
        - (b) 役割分担
          - i 甲の役割
 

担当者会議の事務を担い、資料及び情報の提供のほか、連絡調整を行う。
          - ii 乙の役割
 

担当者会議での資料及び情報の提供のほか、乙における調整を行う。
- (事務執行に当たっての連携、協力及び費用負担)
- 第4条 前条に規定する取組を推進するため、甲及び乙は、相互に役割を分担して連携し、又は協力して事務の執行に当たるものとする。
- 2 前条に規定する取組を推進するため、甲及び乙は、同条に規定するもののほか、必要な費用が生じるときは、相互の受益の程度を勘案し、当該費用を負担するものとする。
- 3 第1項の規定により必要となる手続及び人員の確保に係る負担並びに前条及び前項に規定する費用の負担については、その都度甲乙協議の上、別に定めるものと

する。

(連絡会議)

第5条 甲及び乙は、圏域の連絡調整を図るため、毎年度連絡会議を開催するものとする。

(協約の失効)

第6条 甲又は乙は、地方自治法第96条第2項の規定に基づく議会の議決を経て、この協約の失効を求める旨の通告を他方にすることができる。

2 前項の通告は、書面によってしなければならない。

3 前項の書面には、議会の議決書の写しを添付しなければならない。

4 この協約は、第1項の規定による通告があった日から起算して2年を経過した日に、その効力を失う。

(疑義の解決)

第7条 この協約に定めのない事項及びこの協約に関し疑義が生じた事項については、甲乙協議の上、これを定めるものとする。

この協約の締結を証するため、本協約書2通を作成し、甲乙記名押印の上、各自1通を保有する。

平成27年3月25日

甲 宮崎市橘通西一丁目1番1号

宮 崎 市

宮 崎 市 長

乙 東諸県郡国富町大字本庄4800番地

国 富 町

国 富 町 長